

組合ビラ配布行動への介入及び掲示物撤去は不当労働行為 最高裁判所が会社の上告を棄却！

6月12日、最高裁判所第三小法廷は、2005年の大阪台車検査車両所（旧大阪第三車両所）における職場内の組合ビラ配布活動への介入や組合掲示板から掲示物を撤去した事件について、会社の上告を棄却する決定を下しました。

会社は、東京高等裁判所が下した不当労働行為を認定する中央労働委員会命令の「職場内ビラ配布行動を口実とした分会書記長への長時間の事情聴取、顛末書と就業規則の写経の強要、掲示物の強制撤去は不当労働行為である」という内容を支持する判決に対して、これを不服として最高裁判所に上告していました。

2005年に、大阪台車検査車両所（旧大阪第三車両所）分会が救済申し立てをして以降、大阪府労働委員会、中央労働委員会が不当労働行為と認定しました。会社は、不服として行政訴訟を起しましたが、東京地方裁判所及び東京高等裁判所の判決に続き、最高裁判所が会社の上告を棄却決定して不当労働行為が確定しました。

最高裁判所第三小法廷による決定内容（要旨）

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

組合活動への支配介入は断じて許さない！

JR東海労は、「組合ビラ配布行動への介入及び組合掲示物撤去」について、大阪府労働委員会 - 中央労働委員会 - 東京地裁 - 東京高裁と連続した勝利で会社の不当性を明らかにしてきました。今回の最高裁での勝利を確認し、さらに職場からおかしいことはおかしいという闘いをつくりだして行きましょう。